

令和4年8月29日

入札説明書等の修正(新旧対照表)

令和4年6月23日に公表した「幌延深地層研究計画地下研究施設整備(第Ⅲ期)等事業」の要求水準書を次のとおり修正する。

通番	書類名	頁数	行数	項目名	修正前(6月23日公表)	修正後(8月29日公表)
1	要求水準書	135	3	③調査試験の要求水準 b. 拡幅部へのベントナイト系材料の充填	また、吹付け施工時の品質の確認として、サンプルの採取が可能な範囲については、コアサンプリングを実施し、【表 5.22】に示す測定を行うことを標準とする。サンプリングの実施箇所及び数量については、機構との協議により決定する。	また、吹付け施工後の品質の確認として、サンプルの採取が可能な範囲については、コアサンプリングを実施し、【表 5.22】に示す測定を行うことを標準とする。サンプリングの実施箇所及び数量については、機構との協議により決定する。
2	要求水準書	139	21	③調査試験の要求水準 e. 透水試験	各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年2回実施する。また、底盤鉛直孔において、単孔透水試験を1回実施する。	各種調査用ボーリング孔において、単孔透水試験をボーリング掘削後に1回実施し、その後、年1回(2年程度)実施する。また、底盤鉛直孔において、単孔透水試験を1回実施する。
3	要求水準書	140	33	③調査試験の要求水準 h. 計測装置の設置、撤去、整備、計測	設置する計測器はひずみ計、間隙水圧計、地球化学採水装置付き(3区間に各計器を設置可能となるパッカーシステム)とする。	設置する計測器は、間隙水圧計、地球化学採水装置付き(3区間に各計器を設置可能となるパッカーシステム)とする。
4	要求水準書	140	33	③調査試験の要求水準 h. 計測装置の設置、撤去、整備、計測	先行して掘削する試験坑道9の坑道掘削中の反応をモニタリングするため、試験坑道8のパイロットボーリング孔に設置する。計測装置は試験坑道9の掘削中に設置するものとする。なお、このモニタリングは、グラウト注入のない場合に限る。また、この計測装置は、各種調査用ボーリング1孔に使用する。	先行して掘削する試験坑道(8または9)の坑道掘削中の反応をモニタリングするため、他方の試験坑道(8または9)のパイロットボーリング孔に設置する。計測装置は試験坑道(8または9)の掘削中に設置するものとする。なお、このモニタリングは、グラウト注入のない場合に限る。また、この計測装置(水圧・水質モニタリング装置(採水装置)付きパッカーシステム)は、各種調査用ボーリング孔を用いたトモグラフィ計測の範囲外に調査用ボーリング1孔を掘削(掘削長15m、掘削径86mm)して設置する。なお、計測装置の設置前に、各種検層(BTV観測・孔曲がり・孔径検層、PS検層・電気検層)を実施する。なお、この追加孔の掘削位置は協議・確認の上、決定する。
5	要求水準書	141	6	③調査試験の要求水準 i. 模擬試験孔の掘削	模擬試験孔の壁面観察を実施する	模擬試験孔の壁面観察を実施する。ただし、壁面観察の実施が困難と想定される場合は、模擬試験孔の掘削工法や壁面観察の方法について協議・確認の上、決定する。